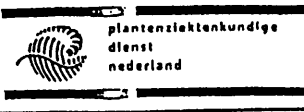
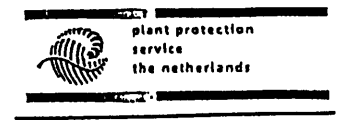
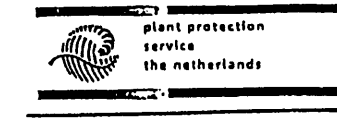


(別紙)

オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する
植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号農産園芸局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
1 〔略〕 5 6 表示 告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 次のアからオまでのいずれかであること。 ア  イ  ウ  エ  オ  (以下略)	1 〔略〕 5 6 表示 告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。 (1) 輸出植物検疫終了の表示 次のアからエまでのいずれかであること。 ア  イ  ウ  エ  (以下略)